紫波町認可外保育施設等保育料給付金支給要綱

（目的）

第１　この要綱は、子育て世帯の経済的負担を軽減し、希望する子ども数を実現できる環境を整備することを目的とし、認可外保育施設等保育料給付金（以下「給付金」という。）の支給について必要な事項を定める。

（定義）

第２　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

　(１)　認可外保育施設等　児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第59条の２第１項に規定する施設であって、同項の規定による届出がされたものをいう。

　(２)　保護者　子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第６条第２項に規定する保護者をいう。

　(３)　対象児童　町内に住所を有し、認可外保育施設等を利用する満３歳に達する日以後の最初の４月１日までの間にある児童のうち、次のいずれにも該当する者をいう。

　　ア　子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第 213号）第14条に規定する特定被監護者等のうち最も年齢が高い児童（最も年齢が高い児童が２人以上いる場合は、そのうち１人）以外の者

　　イ　保護者のいずれもが子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第１条の５各号のいずれかに該当することにより、家庭において必要な保育を受けることが困難である者

　(４)　保育料　保護者が負担する認可外保育施設等に利用に要する費用であって、次に掲げる費用を除いたものをいう。

　　ア　日用品、文房具その他保育に必要な物品の購入に要する費用

イ　行事への参加に要する費用

　ウ　食事への参加に要する費用

　エ　通所する際に提供される便宜に要する費用

　　オ　延長保育に要する費用

　　カ　一時預かり、病児保育又は子育て援助活動支援事業に要する費用

　　キ　その他アからカまでに掲げるものに準ずる費用

（支給対象者）

第３　給付金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、利用時点で町内に住所を有し、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

　(１)　対象児童を現に監護する保護者であること。

　(２)　子ども・子育て支援法第30条の４第３号の規定による子育てのための施設等利用給付を受けていない者であること。

　(３)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）に規定する暴力団員や暴力団員関係者、公序良俗に反する者など町長が不適切と認める者でないこと。

（支給額）

第４　給付金の額は、保護者が認可外保育施設等に支払った各月の保育料に相当する額（その額が１月につき42,000円を超えるときは、１月につき42,000円）とする。

（認定の申請）

第５　給付金の支給の認定を受けようとする者は、紫波町認可外保育施設等保育料給付金支給認定申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

　(１)　保護者のいずれもが子ども・子育て支援法施行規則第１条の５号各号のいずれかに該当することを明らかにする書類

　(２)　その他町長が必要と認める書類

（認定結果の通知）

第６　認定の結果は、紫波町認可外保育施設等保育料給付金支給認定結果通知書（様式第２号）により申請者に通知する。

　（認定の期間）

第７　認定の期間は、申請に係る児童が支給対象となった日の属する月（その日が第６の規定による申請をした日の属する会計年度の４月１日以前である場合にあっては、４月）から同日の属する会計年度の３月（３月までに支給対象者のいずれかが支給対象者でなくなるときは、当該支給対象者でなくなる日の属する月）までとする。

（認定内容の変更）

第８　第６の規定により認定を受けた者（以下「認定者」という。）は、認定の内容に変更が生じた場合は、紫波町認可外保育施設等保育料給付金支給認定変更申請書（様式第３号）に関係書類を添えて、速やかに町長に申請しなければならない。

２　町長は、前項の規定により認定の結果を変更したときは、紫波町認可外保育施設等保育料給付金支給認定結果変更通知書（様式第４号）により通知するものとする。

（給付金の請求）

第９　認定者は、速やかに紫波町認可外保育施設等保育料給付金支給請求書（様式第５号）を町長に提出しなければならない。

（給付金の支給）

第10　町長は、第９の規定により請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に給付金を支給するものとする。

（認定の取消し）

第11　町長は、認定者が次の各号のいずれかに該当したときは、認定の全部又は一部を取り消すことがある。

　(１)　支給対象者に該当しなくなったとき。

　(２)　偽りその他不正な手段により給付金の支給を受けたとき。

　(３)　この要綱の規定に違反したとき。

　(４)　その他認定の決定を取り消す必要があると町長が認めるとき。

２　町長は、前項の規定により認定の全部又は一部を取り消したときは、紫波町認可外保育施設等保育料給付金支給認定取消通知書（様式第６号）により通知するものとする。

（給付金の返還）

第12　町長は、第11の規定により認定を取り消したときは、既に支給した給付金について、全部又は一部の返還を命ずることがある。

（補則）

第13　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。